

安芸高田市民間提案制度

運用指針 第2版

百万一心、未来へつなぐ安芸高田市



2022年2月策定

2025年5月改訂

安芸高田市 総務部 財産管理課

目次

1	民間提案制度の趣旨（はじめに）	1
2	民間提案制度の概要	1
3	提案募集の対象	1
	（1）対象範囲	1
	（2）対象となる提案	1
	（3）対象とならない提案	2
	（4）募集する提案型	2
4	参加資格	2
	（1）提案者	2
	（2）提案者の制限	2
5	手続きの概要	3
6	スケジュール	4
7	提案の募集	4
8	提案に関する相談・質問など対話の実施（仮申請）	4
9	提案書の受付（本申請）	5
	（1）提案書の受付	5
	（2）提案書の取り扱い	5
	（3）提案に係る留意事項	5
10	参加資格審査	5
11	プレゼンテーション	6
12	審査	6
	（1）審査方法	6
	（2）審査委員会の構成	6
	（3）審査項目	7
13	審査結果の通知・公表	7
14	協定の締結、事業化に向けた詳細協議	7
15	協議成立・契約	8
16	事業の実施・評価	8
17	その他	8

1 民間提案制度の趣旨（はじめに）

これまでも民間事業者の皆さんから色々な提案がなされてきましたが、市に有益な提案であっても、仕様発注を主体としている現状では、公平性、透明性などの観点から採用できないケースが多くありました。

少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化など、さまざまな課題が山積する中、今後においても持続可能な行政サービスの提供を実現するためには、事業発案の段階から民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れ、公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減などを図ることはとても有効であると考えられます。

本制度は、広く公募することにより公平性、透明性を確保しながら、民間事業者の皆さんからアイデアやノウハウの詰まった提案を募集する制度です。

2 民間提案制度の概要

- ・民間事業者の皆さんからの発意による公共サービスの向上や効率化などの提案を公募する制度です。
- ・いただいた提案は知的財産として取り扱い、情報を保護の上、提案者と随意契約することを前提としています。
- ・採択された提案は市と提案者で詳細協議を経た後に契約を締結し、提案者自らが事業実施を行います。
- ・民間事業者の皆さんによる自由なアイデアやノウハウを活かした公共サービスや運営、財政負担の軽減を期待するものです。
- ・民間事業者の皆さんは市の資産を活用したビジネスを行うことができます。

3 提案募集の対象

(1) 対象範囲

募集する分野の範囲を指定し募集します。

(2) 対象となる提案

- ・公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減に貢献するもの。
 - ・本市の施設や資産、資源、サービスなどを利活用するもの。
- いずれも市の新たな財政負担や業務負担を生じさせない提案であること。
(ただし、後に投資回収できる提案や、政策実現が見込まれる提案は受け付けます。)

(3) 対象とならない提案

- 単に事業廃止や価格引下げのみのもの。
- 単に既存事業の実施者になろうとするもの。
- 市や第三者が実施することを求めるだけのもの。
- 既に市が事業推進を行っているもの。また、それに関わるもの。
- 法令や市の方針などにより市が実施すべきもの。

(4) 募集する提案型

課題解決提案	特に提案を受けたい課題を提示し提案を受けるもの。
自由提案	募集対象範囲の中で自由に提案を受けるもの。

4 参加資格

(1) 提案者

参加できる提案者は、自ら提案を実施する者（企業、NPO等法人、個人事業主、各種団体等）またはそのグループ（共同体）とします。

グループの場合は代表者を1名選出し、参加者の構成・各役割分担を明示してください。

代表者は、各手続きを代表して行うこととします。

(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

ア 提案内容を実行できる能力及び資格を有していない者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する者。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

エ 安芸高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員。

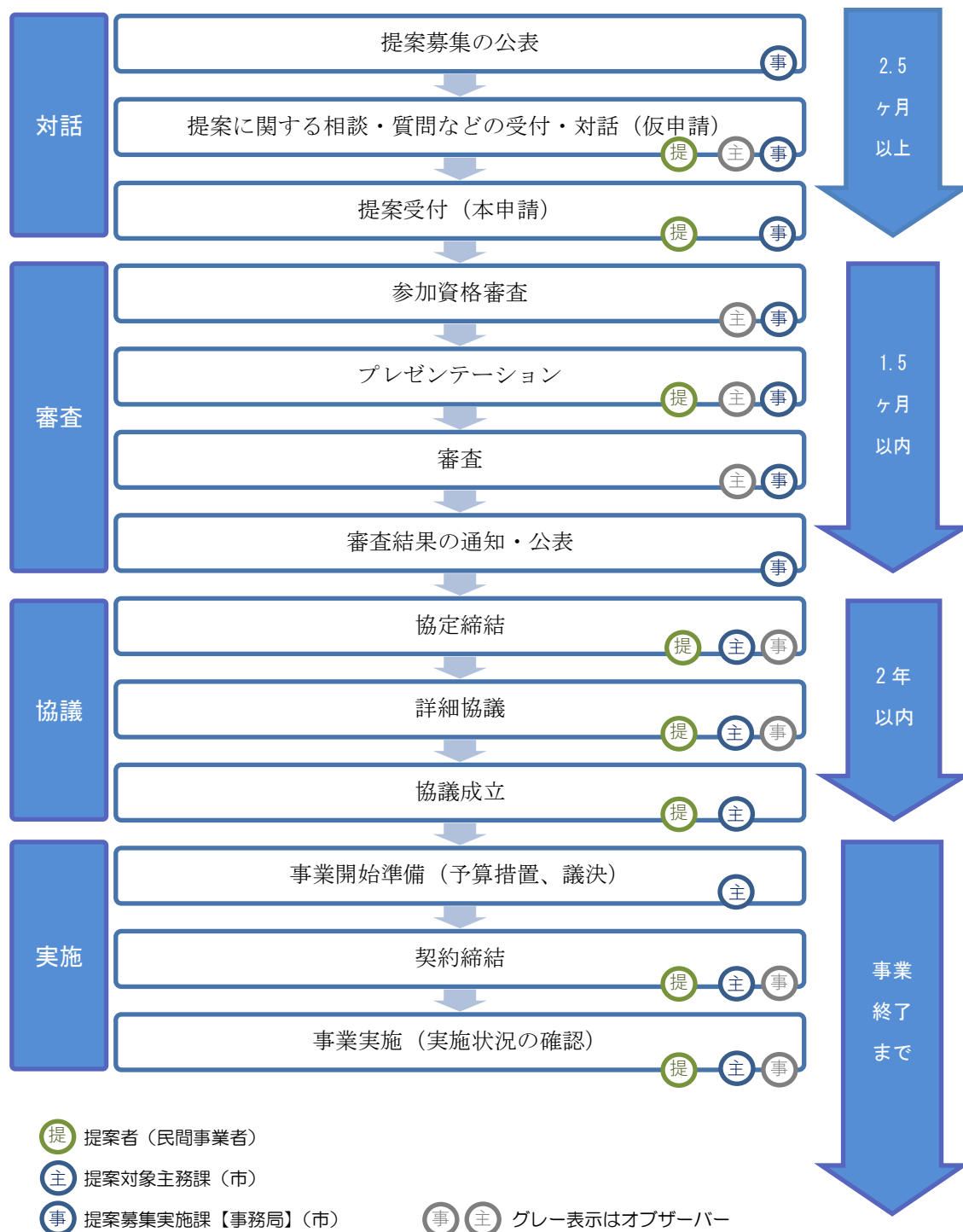
カ 安芸高田市建設業者等指名除外要綱第2条に規程される指名除外を受けている者。

キ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税及び市使用料を滞納している者。

ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

なお、この制限は協定を締結し、事業化に係る契約締結までに抵触した場合であっても、判明した時点で資格を失い、協定は無条件で解除され契約されません。

5 手続きの概要



6 スケジュール

項 目	期 間
提案募集の公表	—
提案に関する相談・質問などの受付・対話 (仮申請)	原則、提案募集の公表から 2.5 か月以上 (50 営業日以上)
提案受付(本申請)	対話終了前の 2 週間(対話と重なる)
参加資格審査	原則、受付終了から 1 か月以内(20 営業日以内)
プレゼンテーション	原則、受付終了から 1.5 か月以内(30 営業日以内) 参加資格審査後、必要日数
審査	原則、受付終了から 1.5 か月以内(30 営業日以内) プレゼンテーション終了後、必要日数 (審査後、公表前に市長報告)
審査結果の通知・公表	原則、受付終了から 1.5 か月以内(30 営業日以内) 審査・市長報告後
協定締結	原則、審査結果通知から 1 か月以内
詳細協議	提案内容により期間設定(特段の定めがない場合は協 定締結から 2 年間)
協議成立・事業開始準備(予算措置・議決)	各手続きの実施可能な時期
契約締結	事業開始準備完了後
事業実施(実施状況の確認)	契約締結後、事業終了まで

7 提案の募集

提案の募集方法はホームページ等で広く公表します。

8 提案に関する相談・質問など対話の実施(仮申請)

提案書を受け付ける前に、より具体的な提案の検討や市の意向に沿った提案をいただくため、事前相談や質疑応答、施設視察等を実施する期間を長期に設け、民間事業者との意思疎通を図ります。

この対話(仮申請)を 1 回以上実施していない場合は、次の提案受付(本申請)は受付を
しませんので、必ず申込をしてください。

- ・期間は原則、提案募集の公表から 2.5 か月以上（50 営業日以上）です。
- ・対話の申込みは、原則、電子メールなどによる電子申請で行います。
- ・対話の時点では提案書や資料を提出する必要はありません。

9 提案書の受付（本申請）

(1) 提案書の受付

対話終了前の 2 週間で実際に提案いただく提案書の受付を行います。

この提案書の受付（本申請）には、前の対話（仮申請）を 1 回以上行っていることが条件となります。行っていない場合は、提案書の受付はしません。

- ・提案書の受付は原則、電子メールなどによる電子申請と複製できない証明書類は持参又は郵送で行います。
- ・添付される提案資料は原則、全て電子データとします。

(2) 提案書の取り扱い

・提案書類の著作権は、提案者に帰属するものとし、その情報を第三者へ漏らすことはありません。

ただし、本制度に係る情報公開請求があった場合、事業化された提案のみ、安芸高田市情報公開条例に基づき、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがあります。

- ・提案内容は、事前に関係法令を確認し適合することとし、その適合に係る責任は全て提案者が負うものとしします。
- ・提案書類は、提案審査以外の目的では提案者に無断で使用しません。
- ・提出された書類は、一切返却しません。

(3) 提案に係る留意事項

提案にかかる全ての費用は、提案者が負担するものとしします。

10 参加資格審査

提案書の受付後、提案者（グループの場合はその構成員）について提案資格の有無を審査いたします。

参加資格審査には受付終了後から原則、受付終了から 1 か月以内（20 営業日以内）で実施します。

提案資格がないと判明した場合は、この時点で失格となります。

また、提案内容が募集要件を満たさない場合においても、この時点で失格となります。

参加審査終了、次のプレゼンテーションへの日程をご案内いたします。

11 プレゼンテーション

提案いただいた内容を明瞭にするため、全ての提案に対しプレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションは原則、受付終了から 1.5 か月以内（30 営業日以内）に実施します。（提案件数やその他要因により期間が延びる場合があります。）

プレゼンテーションの実施方法は次のとおりです。

- ・プレゼンテーションは提案者が審査委員の前で直接行い、提案者・案件ごとに個別に実施します。なお、遠方の場合は Zoom などのリモートにより実施することができます。
- ・資料は、原則、申請時に提出した提案書のみで行います。それ以外の資料を使用する場合は、事前に事務局と調整してください。
- ・会場に入る提案者の人数は 3 名までとします。
- ・時間は、提案者のプレゼンテーションが 20 分間まで、質疑応答を含め 50 分間までとします。

12 審査

(1) 審査方法

参加資格審査を通過した提案について、提出資料とプレゼンテーションを行った内容を基に、審査委員会による審査会にて審査基準に基づき審査します。

なお、審査会は非公開とします。

審査会は原則、受付終了から 1.5 か月以内（30 営業日以内）に実施します。（提案件数やその他要因により期間が延びる場合があります。）

(2) 審査委員会の構成

委員長	副市長
委員	事務局関係部長 政策関係部長 提案対象主務部長
オブザーバー	提案対象主務課 《必要に応じて外部有識者》
事務局	提案募集課

必要に応じて、その他の委員、オブザーバーを追加する場合があります。

(3) 審査項目

項目ごとに可・不可で採点し、一項目でも不可の場合は採択しません。

独自性	独自性が高く、民間提案制度の趣旨に合致しているか。
効果性	公共サービス・行財政運営の効率性の向上や政策実現、大きな財政効果が期待できるか。
公益性	公共性や地域性の視点があるか。
実現性	内容や収支計画に無理がなく、実現の可能性や継続性が高いか。 また、法令などの順守、適合性など支障となる項目はないか。

なお、全ての項目が可であっても、複数の提案が重なる場合は、市にとって最も有益な提案を採択する、もしくは全て採択しない場合があります。

13 審査結果の通知・公表

提案者への審査結果の通知は、原則、電子メールで行います。

また、審査結果はホームページで次の内容を公表します。

- ・採用された提案は「提案の名称・提案者名・提案概要」を公表。
- ・不採用の提案は件数のみを公表。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けしません。

14 協定の締結、事業化に向けた詳細協議

採択された提案の提案者は、優先交渉権者として提案事業の実施に向けた協定を締結し、事業実施に向け、諸条件や開始時期等について詳細協議を行います。

協定期間の設定は提案内容により個別に設定できるものとしませんが、特段の定めがない場合は協定締結から2年までとします。

協議で生じる費用のうち、市に生じた費用は市が、優先交渉権者に生じた費用は優先交渉権者が負担するものとします。

最終的に協議が整わない場合は、協定は無条件で解除されます。

その場合、優先交渉権者がそれまでに要した費用やリスクなどについて、市は一切の責任を負いません。

15 協議成立・契約

詳細協議が整い事業実施が可能となった時、優先交渉権者は事業実施者として随意契約を行います。

契約期間は、事業内容により単年又は複数年契約となります。

なお、内容によっては事前に議会の承認が必要になります。

本制度は解除条件付きの制度であり、協議が成立した場合でも予算案件などが議会で承認されないなどの理由により提案の事業が実施できなくなった場合は無条件で解除となり事業化されません。

16 事業の実施・評価

契約締結後は事業実施者として事業終了まで提案内容の実施を行っていただきます。

事業内容によっては、事業を行っている間、事業者はセルフモニタリングによる自己評価を実施し、定期的に市へ報告を行っていただく場合があります。

また、市が事業実施者に対し、モニタリング調査などを行う場合もあります。

17 その他

実際の提案募集は、この指針を元に適宜加除し、提案いただく内容に則した募集要項を定め、提案の募集を行います。